

議員提出議案第 10 号

ハラスメントに関する第三者調査委員会の設置を求める決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 17 日

提出者 箕 底 用 一  
賛成者 仲 間 均  
" 仲 嶺 忠 師  
" 花 谷 史 郎  
" 後上里 厚 司

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

本市では、ハラスメントの放置や対応の不備が指摘され、職場環境の悪化が深刻化している。

公正な調査により責任を明確にし、再発防止策を講じるため、第三者調査委員会の設置が不可欠であるため。

## ハラスメントに関する第三者調査委員会の設置を求める決議

本市において、職場内ハラスメントが深刻な問題となっている。ハラスメントの発生が軽視され、相談をしても適切な対応がなされず、組織として問題を放置する状況が続いている。これは、働く環境を著しく損ない、組織のガバナンスを揺るがす重大な問題であり、市民の信頼を損なう要因ともなり得る。

特に、市の組織には消防本部をはじめとするさまざまな部門が存在し、それぞれの職場環境においても適切な労働環境の確保が求められる。消防職員は市民の生命と安全を守る重要な役割を担っており、その職務の特性上、過酷な労働環境の中で適正な職場環境を確保することが不可欠である。しかし、近年、消防職場においてもハラスメントが問題視されており、徹底的な実態調査と改善が求められている。

このような状況を看過することはできず、組織の健全性を取り戻すためには、独立性と公正性を確保した第三者調査委員会を早急に設置し、市全体の職場環境に関する徹底した実態調査を行うことが不可欠である。

よって本市議会は、以下の事項を強く求める。

- 1 外部の法律専門家や労働問題の有識者を委員とする第三者調査委員会を設置し、市の組織全体、特に消防本部を含めた各部門におけるハラスメントの実態を公正かつ透明性のある形で調査するとともに、関係者が安心して証言できる環境を整えること。
- 2 調査結果を公表し、ハラスメントの責任の所在を明確にするとともに、組織全体の問題として検証し、抜本的な是正措置と再発防止策を講じること。

本市議会は、第三者調査委員会の設置と徹底した調査が実施されるよう強く求めるとともに、組織のガバナンス再構築と職場環境の改善に向け、今後も厳正に監視していく。

以上、決議する。

令和7年3月17日

石垣市議会

宛先 石垣市長